

協議 2 号

長野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則（案）要綱

教育委員会事務局学校教育課

事 項	説 明
1 改正の理由	学校職員（県が給料等を負担する学校職員に限る。以下同じ。）が取得できる特別休暇に、地域の団体が行う地域に貢献する活動を行う場合の特別休暇（以下「地域貢献活動休暇」という。）が加えられたことに伴い、改正するもの
2 改正の内容	(1) 学校職員が地域貢献活動休暇の承認を受けようとするときは、休暇等整理簿に地域貢献活動計画書を添付するものと定める（第24条関係）。 (2) その他条文を整備する。
3 施行期日	公布の日から施行する。
4 審議状況	(1) 総務部総務課との協議 4月21日 (2) 教育委員会法規審査会の決定 4月24日

長野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則（案）

長野市立学校職員服務規程（平成3年長野市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「次の各号」の次に「（市立高等学校の教育職員にあつては、第3号を除く。）」を加え、「休暇整理簿」を「休暇等整理簿」に改め、同項に次の1号を加える。

（3）地域の団体が行う地域に貢献する活動を行う場合 地域貢献活動計画書（様式第15号の4）

第24条第15項中「職員（」の次に「第2項第3号に掲げる場合の特別休暇、」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長野市立学校職員服務規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員服務規程 平成3年4月1日長野市教育委員会規則第3号 (休暇等)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 職員は、前項の特別休暇が、次の各号 <u>(市立高等学校の教育職員にあつては、第3号を除く。)</u> に掲げる場合の特別休暇であるときは、当該各号に掲げる書類を前項の <u>休暇等整理簿</u> に添えなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 地域の団体が行う地域に貢献する活動を行う場合 地域貢献活動計画書 (様式第15号の4)</u></p> <p>3～14 略</p> <p>15 市費負担の職員 (<u>第2項第3号に掲げる場合の特別休暇</u>、不妊治療休暇及び子育て部分休暇の場合にあつては、市立高等学校の教育職員を含む。) の休暇又は欠勤の承認等については、教育委員会事務局の例によるものとする。</p>	<p>○長野市立学校職員服務規程 平成3年4月1日長野市教育委員会規則第3号 (休暇等)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 職員は、前項の特別休暇が、次の各号に掲げる場合の特別休暇であるときは、当該各号に掲げる書類を前項の <u>休暇整理簿</u> に添えなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3～14 略</p> <p>15 市費負担の職員 (不妊治療休暇及び子育て部分休暇の場合にあつては、市立高等学校の教育職員を含む。) の休暇又は欠勤の承認等については、教育委員会事務局の例によるものとする。</p>